



同時発表：北海道運輸局・北陸信越運輸局・近畿運輸局・中国運輸局・九州運輸局

平成31年1月24日

総合政策局運輸審議会審理室

**「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に係る特定地域の指定の期限の延長（札幌交通圏、新潟交通圏、大阪市域交通圏、広島交通圏、福岡交通圏、大分市及び鹿児島市）」について審議を開始します。**

標記事案については、平成31年1月23日付で国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問があり、今後複数回の審議を経て答申を行う予定です。

特定地域とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法第3条に基づき、特定の地域においてタクシーが供給過剰であると認められる場合であって、供給輸送力の削減をしなければ、地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難になるとして、国土交通大臣が指定する地域です。

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会であり、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

平成31年1月23日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問があった標記事案については、今後複数回の審議を経て答申を行う予定です。

公聴会を除く審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要については答申後、運輸審議会のホームページにて公表予定です。

標記事案について、運輸審議会一般規則第5条各号のいずれかに該当する者は、運輸審議会に公聴会開催を申請できます。公聴会開催を申請する場合は、運輸審議会一般規則第17条各号に掲げる事項を記載した文書を、記載内容確認のための連絡先を添えて、平成31年2月7日（木）17時00分までに国土交通省運輸審議会（郵便番号100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館3階）に持参又は郵送にて提出してください（郵送の場合は必着）。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 青木

直通：03-5253-8810、FAX：03-5253-1676

[特定地域の指定の期限の延長に関する問合せ先]

自動車局旅客課 齋藤、石川、大嶋

代表：03-5253-8111（内線41244）

直通：03-5253-8569、FAX：03-5253-1636

○国土交通省告示第106号

運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第15条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登録された。

平成31年1月24日

国土交通大臣 石井 啓一

事案番号	事案の種類	延長する地域	期間
平31 第5001号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北海道運輸局長が定める営業区域の「札幌交通圏」	平成30年11月1日から平成33年10月31日まで
平31 第5002号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「新潟交通圏」	平成30年8月1日から平成33年7月31日まで
平31 第5003号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「大阪市域交通圏」	平成30年11月1日から平成33年10月31日まで
平31 第5004号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき中国運輸局長が定める営業区域の「広島交通圏」	平成30年7月1日から平成33年6月30日まで

平31 第5005号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「福岡交通圏」	平成30年11月1日から平成33年10月31日まで
平31 第5006号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「大分市」	平成30年7月1日から平成33年6月30日まで
平31 第5007号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「鹿児島市」	平成30年8月1日から平成33年7月31日まで

## 参 考

### ○運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）（抄）

（利害関係人）

第5条 国土交通省設置法（平成11年法律第100号。以下「法」という。）第23条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は審査請求をした者（以下「事案の申請者」という。）
- 二 事案において、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）の名あて人となるべき者
- 三 事案の申請者と競争の関係にある者
- 四 料率の変更を請求した者
- 四の二 臨港地区の区域の案の変更を請求した者
- 五 港湾管理者の設立に関する調停を受ける者
- 六 前各号に掲げる者のほか、利用者その他の者のうち運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

（件名表）

第15条 運輸審議会は、国土交通大臣から諮問されたとき、及び法第15条第4項の規定による勧告をするため調査を開始しようとするときは、その事案の件名（事案の種類、事案の申請者又は不利益処分の名あて人となるべき者及び事案の内容をいう。以下同じ。）に番号を付し、これを運輸審議会件名表（以下「件名表」という。）に登載しなければならない。

2・3 （略）

（公聴会開催の申請）

第17条 第5条に規定する者（以下「利害関係人」という。）は、件名表に登載された事案について公聴会を開くことを申請しようとするときは、（中略）告示の日（件名表が改定されたことにより新たに利害関係人となつた者については、その告示の日）から14日以内に、次に掲げる事項を記載した文書を運輸審議会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 事案の件名及びその番号
- 三 理由及び利害関係を説明する事項